

ハンドブック

令和7年4月



は じ め に

このハンドブックは、被爆健康手帳をお持ちの方に、手帳の管理や利用方法を示すとともに、国や東京都が実施している被爆者援護施策を解説しているものです。

ご自身の必要な手続等に、このハンドブックをご活用ください。また、このハンドブック及び一部の申請書様式は東京都保健医療局の HP にも掲載しております。検索サイトで「東京都」「被爆者援護」と検索していただくか、下記の QR コードを読み込んでください。



令和 7 年 4 月

東京都保健医療局保健政策部

目次

被爆者健康手帳の管理	1
健康診断について	2
医療費の給付について	3
介護保険サービスの給付について	4
各種手当について	5
認定被爆者について	6
主な提出物の一覧表	7
その他のサービス	8
被爆者の子に対する援護	9
健康相談事業	10
被爆者関係事務窓口一覧	11
都道府県担当課一覧	12
こまったときのクイック検索	

目 次

①被爆者健康手帳の管理	1
○住所や名前が変わったとき	1
○手帳・各種手当証書をなくしたとき	2
○東京都から他道府県へ住所を移したとき	2
○被爆者が亡くなられたとき 《葬祭料支給申請》	3
②健康診断について	4
③医療費の給付について	7
○手帳が使える医療機関等で受診したとき	7
○手帳が使えない医療機関等 で受診したとき	7
○被爆者一般疾病医療機関の調べ方	8
○自己負担分を支払った場合の医療費 の請求方法	8
○【補足】医療の給付について	9
★医療の給付を受けることができない場合 ..	10
○保険適用外の費用	10
○手帳が使えない病気	10
④介護保険サービスの給付について	11
★介護保険サービスに対する助成 【医療系】	11
○手帳が使える施設等を利用するとき ...	12

○手帳が使えない施設等を利用したとき	12
○自己負担分を支払った場合の助成金 の請求方法	13
★介護保険サービスに対する助成	
【福祉系】	14
○利用方法	15
○手帳を提示しないでサービスを 受けたとき	15
○養護老人ホームに措置入所して いるとき	15
○自己負担分を支払った場合の 助成金の請求方法	16
★介護保険サービスの給付を受ける	
ことができない場合	17
○助成対象外の介護保険サービス	17
○保険適用外の介護保険サービス	17
★訪問介護利用助成受給資格認定証の 交付について	18
⑤各種手当について	19
○医療特別手当	20
○特別手当	20
○原子爆弾小頭症手当	20
○保健手当	20

○健康管理手当	21
○介護手当	22
⑥認定被爆者について	23
○認定制度とは	23
○原爆症認定の新しい審査方針	24
○認定医療の給付	26
⑦主な提出物の一覧表	27
⑧その他のサービス	
○都営交通無料乗車券の発行	31
○都営住宅入居の優遇	32
○税法上の特別措置	33
○利子所得等の非課税制度	34
⑨被爆者の子に対する援護	35
○健康診断の実施	35
○医療費の助成	36
⑩健康相談事業	38
⑪被爆者関係事務窓口一覧	39
○特別区窓口	39
○市町村窓口	43
⑫都道府県担当課一覧	46
こまったときのクイック検索	48

①被爆者健康手帳の管理

手帳の管理は、各種サービスを受けるために必要です。以下のような場合には、必ず被爆者健康手帳及び各種手当証書の変更の手続きをお願いします。

住所や名前が変わったとき

東京都内で住所が変わったとき、名前が変わったときは必ず届け出てください。

届出がないと、東京都からの「お知らせ」が届かなくなります。「居住地（氏名）変更届」に次のものを添えて、東京都庁又はお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39** ページ、市町村**43** ページ参照）に提出してください。

〈住所変更の場合〉

- ① 被爆者健康手帳
- ② 住民票
- ③ 手当証書（受給者のみ）

〈氏名変更の場合〉

- ① 被爆者健康手帳
- ② 戸籍抄本
- ③ 手当証書（受給者のみ）

手帳・各種手当証書をなくしたとき

被爆者健康手帳や各種手当証書を紛失、汚損、破損、又は健診等の記録欄が不足した場合は、東京都庁又はお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39**ページ、市町村**43**ページ参照）に再交付申請書を提出してください。後日、手帳等を再発行してご自宅に郵送します。

〈添付するもの〉

手帳、手当証書（汚損・破損・記録欄不足の場合）

※再交付理由が紛失の場合のみ、東京都保健医療局のHP から電子申請も受け付けています。

東京都から他道府県へ住所を移したとき

引越しなどで、東京都から他の道府県に住所を移したときは、**30 日以内に、新しい住所地の道府県**（広島市・長崎市は市役所）の被爆者関係窓口（都道府県担当課一覧**46** ページ参照）へ届け出てください。

被爆者が亡くなられたとき《葬祭料支給申請》

被爆者の方が亡くなられたときは、**東京都保健医療局保健政策部疾病対策課**へ速やかにご連絡ください。東京都庁又はお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39** ページ、市町村**43** ページ参照）に死亡届を提出するとともに、被爆者健康手帳及び各種手当証書をお返してください。

また、亡くなられた被爆者の葬祭を行った方に葬祭料**219,000 円**（令和7年4月以降に亡くなった場合の額）が支給されます。葬祭料支給申請手続は**27** ページ「主な提出物の一覧表」をご覧ください。

※ 死亡原因が、事故・天災等、原子爆弾の影響でないことが明らかな場合、葬祭料は支給されません。

②健康診断について

2

健康診断について

健康診断は年 4 回まで無料で受けることができます。詳細は毎年 3 月頃に郵送する「**健康診断のしおり**」をご覧ください。

定期健康診断

○実施時期

春期（5～6月）と秋期（11～12月）

○検査項目・回数

一般検査を春期・秋期でそれぞれ 1 回まで

一般検査の検査項目	
①	基本検査（血液検査、尿検査、血圧測定等）
②	心電図検査
③	胸部エックス線検査
医師が必要と認めた場合	
④	肝臓機能検査
⑤	ヘモグロビン A1c 検査
⑥	血清総コレステロール定量検査
①～⑥の検査の結果、更に検査が必要な場合	
⑦	精密検査

希望健康診断

○実施時期

4月1日から翌年3月15日までの希望する時期

○検査項目・回数

一般検査を年2回まで（検査項目は定期健診と同様）

※ 年2回まで受けられる希望健診のうち1回を
【がん検診】に代えて、受診することができます。

がん検診の検査項目	
①	胃がん検診
②	肺がん検診
③	乳がん検診
④	子宮がん検診
⑤	大腸がん検診
⑥	多発性骨髄腫検診
①～⑥の検査の結果、更に検査が必要な場合	
⑦	精密検査

健康診断実施医療機関

毎年3月頃に郵送する「**健康診断のしおり**」の中に一覧表にしてお知らせします。

健康診断受診奨励金

対象者	支給額
被爆者健康診断 の受診者	1回 1,000 円 (年 2 回まで)

- ※ 「健康診断のしおり」に記載されていない医療機関で受診した場合は、支給されません。
- ※ 受診後、**30日**を過ぎた申請書は受理できません。

精密検査受診交通手当

対象者	支給額
被爆者健康診断の 精密検査の受診者	自宅から最も近い 健康診断実施医療機関 までの交通費

- ※ 「健康診断のしおり」に記載されていない医療機関で受診した場合は、支給されません。
- ※ 精密検査を保険診療にて実施した場合は、支給されません。
- ※ 公共交通機関の運賃で計算した額が支給されます。

③医療費の給付について

各種医療保険では、医療費の一定割合を患者さんが自己負担することになっていますが、手帳をお持ちの方は、**その自己負担分（※保険の適用となる範囲に限ります。）が助成されます。**

利用方法①：手帳が使える医療機関等で受診したとき

手帳が使える医療機関等（被爆者一般疾病医療機関）であれば、窓口で手帳とマイナ保険証又は医療保険の資格情報が確認できる書類（有効期間内の後期高齢者医療被保険者証、資格確認書）を提示してください。

利用方法②：手帳が使えない医療機関等で受診したとき

手帳が使えない医療機関等であれば、窓口で自己負担分をお支払いください。支払った医療費は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

被爆者一般疾病医療機関の調べ方

厚生労働省が運営する医療機関・薬局案内サービス「医療情報ネット（ナビイ）」で調べることができます。

〈医療機関検索方法〉「医療機関を探す」→「他の項目で探す」→「医療保険・公費負担、病院の種類など」→検索条件で「原子爆弾被害者一般疾病医療機関」を選択して検索する。

〈薬局検索方法〉「薬局を探す」→「色々な条件で探す」→区市町村、地区を選択→「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定」を選択して検索する。

自己負担分を支払った場合の医療費の請求方法

請求書類は、被爆者関係事務窓口（特別区39ページ、市町村43ページ参照）にあります。

医療の区分等により、申請書や添付書類が異なりますので、ご注意ください。

○医療費の請求に必要な提出書類一覧

区 分	提出書類
入 院	① 一部負担金相当額支給申請書
入 院 外	② 領収書（ 原本 ）
歯 科	※ 領収書がない場合は、医療機関等に①の裏面の記載を依頼してください。
調 剤	

区 分	提出書類
治療用装具 ※下記参照	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 医師の意見書の写し ③ 保険者の支給決定通知書（ 原本 ） ④ 領収書の写し
柔道整復 あん摩 マッサージ はり・きゅう	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 施術明細書（レセプト） ③ 領収書（ 原本 ）

※ 医療機関等でかかった文書料は助成対象外です。

【補足】医療の給付について

① 高額療養費について

高額療養費に該当する金額がある場合は、各種医療保険の保険者に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

② 治療用装具を作ったとき

先に各種医療保険の保険者に保険給付分を請求し、保険者から送付される支給決定通知書を受けてから、東京都に請求をします。

※ 保険者へ請求する前に必ず「医師の意見書」と「領収書」の写しをとっておいてください。

医療の給付を受けることができない場合

保険適用外の費用

手帳が使えるのは、**「各種医療保険が適用となる医療の範囲内」**（入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。）に限られます。

各種医療保険適用外の医療（予防接種や差額ベッド代、先発医薬品を希望される際の特別料金等）を受けたときは、手帳の助成は受けられません。

手帳が使えない病気

次のような病気や、けがにかかった医療費については、手帳が使いません。

- ① 遺伝性の病気
- ② 先天性の病気
- ③ 被爆時以前にかかった精神病
- ④ 軽いむし歯（エナメル質初期う蝕、う蝕1度
又はう蝕2度のう歯）

※ 自己の犯罪行為、けんか、泥酔、故意又は、重大な過失等による病気やけがも、手帳は使いません。

④介護保険サービスの給付について

介護保険のサービスを利用した場合は、自己負担分の利用料がかかりますが、手帳をお持ちの方は、**その自己負担分（※保険の適用となる範囲内の助成対象サービスに限ります。）が助成されます。**

介護保険サービスに対する助成【医療系】

（福祉系サービス）については、14 ページ参照

対象サービスの種類		助成内容
①	訪問看護	サービスに要した介護保険給付対象費用の自己負担分
②	訪問リハビリテーション	
③	通所リハビリテーション	
④	短期入所療養介護	
⑤	居宅療養管理指導	
⑥	介護老人保健施設入所	
⑦	介護医療院入所	

※ ①～⑤のサービスは、介護予防を含みます。

利用方法①：手帳が使える施設等を利用するとき

手帳が使える施設や医療機関等（被爆者一般疾病医療機関）であれば、窓口で手帳と介護保険被保険者証を提示してください。

利用方法②：手帳が使えない施設等を利用したとき

手帳が使えない施設や医療機関等であれば、窓口で介護サービス利用料（自己負担分）をお支払いください。支払った介護サービス利用料は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

※ 払い戻される金額は、介護保険が適用となる範囲内です（食事代や日用品代等については、支給対象外です。）。高額介護サービス費に該当する金額がある場合は、保険者（区市町村）に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法

請求書類は、被爆者関係窓口（特別区**39**ページ、市町村**43**ページ参照）にあります。

○医療費の請求に必要な提出書類

対象サービスの種類		添 付 書 類
医療系サービス	11 ページ記載のサービス	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 領収書（ 原本 ） ③ 次のいずれか1点 <ケアマネジャーが作成したもの> ・介護給付費明細の写し ・サービス利用票の写し ・サービス利用票別表の写し

※（福祉系サービス）については、**14** ページ参照

※ 医療系サービスと福祉系サービスでは、助成金の請求方法が異なりますので、ご注意ください。

介護保険サービスに対する助成【福祉系】

(医療系サービス)については、11 ページ参照

対象サービスの種類		助成内容
①	訪問介護（※2） （所得税非課税世帯の被爆者に限る。）	サービスに要した介護保険給付対象費用の自己負担分
②	通所介護（地域密着型を含む。）	
③	短期入所生活介護	
④	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	
⑤	小規模多機能型居宅介護	
⑥	複合型サービス（看多機）	
⑦	認知症対応型共同生活介護	
⑧	介護老人福祉施設入所 （特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	

※1 ①～⑤及び⑦のサービスは、介護予防を含みます。そのうち、①についてはサービス種類コードA2、②についてはA6のみが助成対象となります。

※2 生計中心者が所得税非課税の場合が対象であり、別途「訪問介護利用助成資格認定証」の交付を受ける必要があります。（申請方法は、18ページ参照）

利用方法

サービス利用時に手帳と介護保険被保険者証を提示してください。ただし、東京都以外の他道府県介護保険事業者を利用した場合又は住所地特例により、保険者が東京都以外の場合は、本人が東京都へ請求することで払い戻しを受けることができます。

手帳を提示しないでサービスを受けたとき

支払った介護サービス利用料（自己負担分）は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

※ 払い戻される金額は、介護保険が適用となる範囲内です（食事代や日用品代等については、支給対象外です。）。高額介護サービス費に該当する金額がある場合は、保険者（区市町村）に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

養護老人ホームに措置入所しているとき

介護サービス利用料は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法

請求書類は、被爆者関係事務窓口（特別区39ページ、市町村43ページ参照）にあります。

○サービス利用料の請求に必要な添付書類一覧

4

介護保険サービスの給付について

対象サービスの種類		提出書類
福祉系サービス等	14 ページ記載のサービス	① 介護保険利用助成金支給申請書 ② 領収書（ 原本 ） ③ サービス提供明細書（サービス利用票の写しでも可） ④ 支払金口座情報登録依頼書 ⑤ 介護保険被保険者証の写し（初回請求時のみ） ⑥ 訪問介護利用助成受給資格認定証の写し（訪問介護利用者のみ）
	養護老人ホームへの入所	① 養護老人ホーム利用助成金支給申請書 ② 領収書（ 原本 ） ③ 支払金口座情報登録依頼書

介護保険サービスの給付を受けることができない場合

助成対象外の介護保険サービス

次のサービス等は、手帳が使える公費助成の対象外です。

- ① 訪問入浴介護
- ② 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ③ 福祉用具の貸与
- ④ 居宅介護福祉用具購入費
- ⑤ 居宅介護住宅改修費
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 夜間対応型訪問介護

※ ①～⑤のサービスは、介護予防を含みます。

保険適用外の介護保険サービス

手帳が使えるのは、「助成対象のサービス」かつ「介護保険が適用となるサービスの範囲内」に限られます。

助成対象外・介護保険適用外のサービスを受けたときは、全額自己負担となります。

訪問介護利用助成受給資格認定証の交付について

**訪問介護の助成は、所得税非課税世帯に限りま
す。サービスを受ける前に、訪問介護利用助成受
給資格認定証の交付申請をしてください。**

4

介護保険サービスの給付について

申請方法

※ 毎年、更新が必要です。

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課へ申請してください（請求書類は東京都保健医療局のHPに掲載してあります。）。

〈申請書類〉

- ① 訪問介護利用助成受給資格認定証交付申請書
- ② 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- ③ 介護保険被保険者証の写し
- ④ **世帯の生計中心者の住民税非課税証明書**
（生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し）

⑤各種手当について

被爆者に対する手当として、現行の被爆者援護法には、健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当及び介護手当の制度が定められています。

また、認定被爆者（厚生労働大臣からの原爆症の認定を受けた被爆者）（**23**ページ参照）に対しては、医療特別手当及び特別手当の制度があります。

健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当又は介護手当の申請手続は、お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39** ページ、市町村**43**ページ参照）で行ってください。

申請方法については、「主な提出物の一覧表（**30**ページ参照）をご覧ください。

認定されると申請の翌月から手当が支給されます。

各種手当の一覧

○手当の種類・金額・対象者一覧（令和7年4月現在）

①	医療特別手当	154,090 円（月額）
	原爆症の認定を受け、そのけがや病気で治療中の方（定期的に審査があります。）	
②	特別手当	56,900 円（月額）
	原爆症の認定を受け、審査の結果そのけがや病気が治ったと判断された方	
③	原子爆弾小頭症手当	53,030 円（月額）
	原爆の放射能の影響による小頭症の患者で、精神上又は身体上の障害で日常生活が著しく制限を受けるか著しい制限を加えることを必要とする程度の状態にある方	
④	保健手当（一般）	19,000 円（月額）
	爆心地から 2 kmの区域内で直接被爆した方と、その胎児であった方	
⑤	保健手当（高額）	37,900 円（月額）
	④の対象で以下のどちらかに該当する方	
	1 身体上に障害がある方（身体障害者手帳 3 級程度）や傷痕等のある方	
	2 70 歳以上で身寄りのない単身居住の方	

⑥ 健康管理手当	37,900 円 (月額)
以下の 11 の障害を伴う病気にかかっている方 ※ただし、感染症、寄生虫病、中毒又は事故による 病気等、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかな場合を除く。	
障 害 名	病 気 の 例 示
1 造血機能障害	鉄欠乏性貧血、 再生不良性貧血等
2 肝臓機能障害	肝硬変、慢性肝炎等
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物、 脳腫瘍（良性を含む。）、白血病
4 内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症、 甲状腺機能亢進症等
5 脳血管障害	脳出血、くも膜下出血、 脳梗塞等
6 循環器機能障害	高血圧性心疾患、 慢性虚血性心疾患等
7 腎臓機能障害	慢性腎炎、 ネフローゼ症候群等
8 水晶体混濁による 視機能障害	白内障 (※ 先天性、糖尿病性を除く。)
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎等
10 運動器機能障害	変形性関節症、 変形性脊椎症等
11 潰瘍による消化器 機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等 (※ 癒痕、変形のものを除く。)

⑦ 介護手当（一般）	重度	129,770 円／月 （支給限度額）※ 1
	中度	93,170 円／月 （支給限度額）※ 1
精神上又は身体上の障害によって、介護（身のまわりの世話）なしでは家庭での日常生活が著しく困難な状態にあり、現に介護人により費用を支出して介護を受けている方 ※ 1 国支給額に都加算額（1,000 円×介護日数（上限 20 日））が上乗せされています。 ※ 2 障害の程度が重度の場合は、24,190 円（月額）が最低保障額です。		
⑧ 介護手当（家族）	41,690 円（月額）※	
精神上又は身体上の障害によって、介護（身のまわりの世話）なしでは家庭での日常生活が著しく困難な状態にあり、現に家族等により費用を支出しないで介護を受けている方 ※ 国支給額に都加算額が上乗せされています。		

※ ①、②、④、⑤、⑥の手当は、それぞれ重複して受けられません。

※ ③の手当は、①又は②の手当と重複して受けることができます。

※ ⑦、⑧の手当は、重複して受けられません（①～⑥の手当とは重複して受給できます）。

※ 各種福祉施設・病院等に入所・入院されている方は、⑦、⑧の手当を受けられません。

⑥認定被爆者について

【厚生労働大臣の認定】

厚生労働大臣の認定（原爆症の認定）を受けて、認定書を交付された方を「認定被爆者」といいます。

認定制度とは

認定制度とは、原子爆弾による放射線が原因となって起こった病気やけがについて、厚生労働大臣がその病気やけがが原子爆弾の障害作用に起因するものであることの認定（原爆症認定）を行う制度です。

平成25年12月に、国の原爆症認定の審査方針が変わり、次の方針を目安として、被爆者救済の立場に立ち、厚生労働省が認定審査を行います。

対象は、被爆者健康手帳の所持者で、現在医療を受けている人に限ります。

＜申請方法＞

申請するときは、東京都保健医療局保健政策部
疾病対策課までご連絡ください。

申請書類は、**29** ページを参照ください。

原爆症認定の新しい審査方針（H25.12.16 改訂）

1 放射線起因性の判断

（1）積極的に認定する範囲

①悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症

ア 被爆地点が爆心地より約3.5 km以内

イ 原爆投下より約100 時間以内に爆心地から約2.0 km以内に入市

ウ 原爆投下より約100 時間経過後から、原爆投下より約2 週間以内の期間に、爆心地から約2.0 km以内の地点に1 週間程度以上滞在

・ 上記のいずれかに該当する人から申請がある場合、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を原則的に認定する。

②心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

ア 被爆地点が爆心地より約2.0 km以内

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0 km以内に入市

・ 上記のいずれかに該当する人から申請がある場合、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を積極的に認定する。

③ 放射線白内障（加齢性白内障を除く。）

被爆地点が爆心地より約1.5 km以内である人から申請がある場合は、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を積極的に認定する。

（２）（１）以外の申請についても、申請者にかかる被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴など総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断する。

2 要医療性の判断

要医療性については、個別に判断する。

〈認定の要件〉

- ・ 疾病が原爆放射線に起因すること。(放射線起因性)
- ・ 現在医療を必要とする状態であること。(要医療性)

認定医療の給付

厚生労働大臣の認定を受けた被爆者は、厚生労働大臣が指定する医療機関等で治療を受けることになります。指定医療機関に関しては、東京都保健医療局保健政策部疾病対策課までお問合せください。

⑦主な提出物の一覧表

提出先

東京都庁又はお住まいの区市町村窓口

※ 詳細は各ページをご確認ください。

※ 精密検査受診交通手当、介護保険利用等助成申請、訪問介護利用助成受給資格、原爆症の申請は都庁へ提出してください。

申請種別		提出内容	ページ
手帳	住所変更	・居住地変更届	1
		・手帳及び手当証書	
		・住民票	
	氏名変更	・氏名変更届	1
		・手帳及び手当証書	
		・戸籍抄本	
	紛失	・再交付申請書	2
	他道府県へ転出	・転出先の道府県庁（広島市・長崎市は市役所）へお問合せください。	2
	死亡	・死亡届	3
		・葬祭料支給申請書	
		・手帳及び手当証書	
		・死亡診断書	
		・抹消された住民票（除票）	
		・葬祭を行ったことの証明（申請者氏名（フルネーム）が入っている葬儀費用の領収書や申請者が喪主であることを確認できる挨拶状等）	
		・支払金口座振替依頼書	

7

主な提出物の一覧表

申請種別		提出内容	ページ
健康診断	受診奨励金	・申請書は「健康診断のしおり」に添付しています。 (注・提出期限あり)	6
	精密検査受診交通手当	・申請書は「健康診断のしおり」に添付しています。	6
医療費の償還払	入院・入院外 歯科・調剤	・一部負担金相当額支給申請書	8
		・領収書（原本）	
	治療用装具	・一般疾病医療費支給申請書	9
		・医師の意見書（写し）	
		・保険者の支給決定通知書（原本）	
	柔道整復、 あん摩、マ ッサージ、 はり・きゅ う等	・領収書（写し）	9
		・一般疾病医療費支給申請書	
		・施術明細書（レセプト）	
介護保険	医療系 サービス （償還払）	・一般疾病医療費支給申請書	13
		・領収書（原本）	
		・次のいずれかが写し1点 介護給付費明細 サービス利用票 サービス利用票別表	

申請種別		提出内容	ページ
介護保険	福祉系サービス (償還払)	・介護保険利用助成金支給申請書	16
		・領収書（原本）	
		・サービス提供明細書 （サービス利用票の写しでも可）	
		・支払金口座情報登録依頼書	
		・介護保険被保険者証の写し （初回請求時のみ）	
		・訪問介護利用助成受給資格認定証の写し（訪問介護利用者のみ）	
	養護老人ホームへ入所の場合	・養護老人ホーム利用助成金 支給申請書 ・領収書（原本） ・支払金口座情報登録依頼書	18
	訪問介護 利用助成 受給資格 更新 審査あり	・訪問介護利用助成受給資格認定証交付申請書	
		・住民票（世帯全員が記載）	
		・介護保険被保険者証の写し	
		・生計中心者の所得を証明するもの	
認定等	原爆症	・認定申請書	23
		・医師の意見書	
		・各種検査報告書等の写し	
	医療特別手当	・原爆症の認定申請と同時に提出してください。	20

申請種別		提出内容	ページ
手 当	保健手当	・保健手当認定申請書 「高額」は都庁へお問合せください。	20
	健康管理 手 当	・健康管理手当認定申請書	21
	一部更新 審査あり	・診断書（健康管理手当用）	
	介護手当 （一般）	・介護手当支給申請書	22
		・診断書（介護手当用）（年 1 回）	
		・介護保険被保険者証の写し	
		《介護事業者が介護》 ・サービス利用票及び別表又は介護明細（時間・介護実施日・介護内容）が明記されているもの ・領収書（原本）	
	費用支出 あり / 更新 審査あり	《別居親族、友人、知人等が介護》 ・介護内容記入票 ・住民票（世帯全員）	22
	介護手当 （家族）	・介護手当支給申請書	
		・診断書（介護手当用）（年 1 回）	
		・介護事実申立書	
		・介護保険被保険者証の写し	
	費用支出 なし / 更新 審査あり	（継続する場合） ・介護手当継続支給申請書	

⑧ その他のサービス

都営交通無料乗車券の発行

東京都内に住所を有する原爆被爆者で、次の方には、申請により、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券が発行されます。

〈対象者〉

被爆者健康手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに当てはまる方

- 1 厚生労働大臣の認定を受けた認定被爆者
（医療特別手当又は特別手当受給者）
- 2 健康管理手当受給者

※ 東京都シルバーパスを所持する方には発行されません。

〈新規申請方法〉

（窓口）区市町村の福祉担当窓口

※ 被爆者援護の担当窓口と異なります。

※ICカード式無料乗車券の更新は、都営交通定期券発売所へお申出ください。

（持参するもの）

- ① 被爆者健康手帳
- ② 次のいずれかの書類
 - ・厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書
 - ・医療特別手当証書
 - ・特別手当証書
 - ・健康管理手当証書

都営住宅入居の優遇

- 1 被爆者健康手帳を持っている方は、「優遇抽せんのある地区」の都営住宅入居申込みの際に、当せん確率が高くなります（家族向け住宅のみ）。
 - 2 厚生労働大臣から認定書の交付を受けた認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）及びその世帯の方は、収入認定において特別障害者控除が受けられます。
- ※ 被爆者健康手帳を持っているだけでは対象になりません。

8

その他のサービス

（問合せ先）

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 03（3498）8894

税法上の特別措置

厚生労働大臣から**原爆症の認定を受けた方（認定被爆者）及びその認定を受けた方を扶養する方**は、所得税及び住民税について、障害者控除（特別障害者に該当）が受けられます。

厚生労働大臣の認定を受けたことが確認できる書類の提示が必要となる場合があります。

＜問合せ先＞

納税地を所轄する税務署等

利子所得等の非課税制度

次の対象者については、預貯金等の利子等にかかる所得税及び住民税（20.315%）が非課税となります。非課税の対象となる限度額は、銀行預金等350万円・国債等350万円までのそれぞれの利子等となっています。

＜対象者＞

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の受給者

8

その他のサービス

＜問合せ及び申請手続＞

（窓口）金融機関等

（持参するもの）

各種手当証書及び個人番号カード等

⑨被爆者の子に対する援護

健康診断の実施

被爆後に生まれた被爆者の実子（被爆当時、胎児であった方は除かれます。）**で、東京都内に居住している方**は、「健康診断受診票」の交付を受けることによって年2回（春（5月～6月）、秋（11月～12月））の定期健康診断が受けられます。

〈健康診断受診票の交付申請方法〉

次の書類を揃えて東京都庁又はお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39** ページ、市町村**43** ページ参照）に申請してください。

- ① 健康診断受診票交付申請書
- ② 住民票
- ③ 戸籍抄本（戸籍謄本も可）
- ④ 父又は母が被爆者であることを証明する書類
（例）被爆者健康手帳の写し
※ 以下の場合、省略可
（1）東京都が交付した手帳である場合
（2）父又は母が既に死亡しているため、手帳を返却している場合
※ 3年に一度自動更新を行います。

医療費の助成

被爆者の子で、健康診断受診票の交付を受けている人が、次ページの障害を伴う病気にかかり、今後6か月以上の医療（経過観察を含む）が必要と見込まれるときは、医療費の助成を受けられ、申請に基づき医療券を交付します。

- ※ 助成期間は2年間です（更新可）。
- ※ 医療券の使える医療機関は、東京都が契約している医療機関に限ります。
- ※ 助成範囲は、認定疾病及びその続発症について各種医療保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）です。

〈申請方法〉

次の書類を揃えて、東京都庁又はお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区**39** ページ、市町村**43** ページ参照）に申請してください。

- ① 医療費助成認定申請書
- ② 診断書（医療費助成用）
- ③ 健康診断受診票の写し
- ④ 医療保険の資格情報が確認できる書類

※ 次のうちいずれか1点

- ・ 有効期限内の旧健康保険証の写し（経過措置）

- ・「資格確認書」の写し
- ・「資格情報のお知らせ」の写し
- ・マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの

〈助成の対象となる障害〉

障 害 名	(病気の例示)
1 造血機能障害	(鉄欠乏性貧血、再生不良性貧血等)
2 肝臓機能障害	(肝硬変、慢性肝炎等)
3 細胞増殖機能障害	(悪性新生物、 脳腫瘍(良性を含む。)、白血病)
4 内分泌腺機能障害	(糖尿病、甲状腺機能低下症、 甲状腺機能亢進症等)
5 脳血管障害	(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞等)
6 循環器機能障害	(高血圧性心疾患、 慢性虚血性心疾患等)
7 腎臓機能障害	(慢性腎炎、ネフローゼ症候群、 慢性腎不全、慢性糸球体腎炎等)
8 水晶体混濁による 視機能障害	(白内障) ※先天性、糖尿病性を除く。
9 呼吸器機能障害	(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症等)
10 運動器機能障害	(変形性関節症、変形性脊椎症等)
11 潰瘍による 消化器機能障害	(胃潰瘍、十二指腸潰瘍等) ※瘢痕、変形のものを除く。

※ ただし、感染症、寄生虫病、中毒又は事故による病
気等原子爆弾の放射能の影響によるものでないこ
とが明らかな場合は、助成対象になりません。

⑩健康相談事業

東京都では、被爆者の方々の健康相談事業を、都内の被爆者団体である一般社団法人東友会に委託して実施しています。

健康上や生活上、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【相談時間】

月曜日～金曜日：午前10時から午後5時まで

土曜日：午前10時から午後3時まで

一般社団法人東友会

所在地 〒113－0034
 文京区湯島二丁目4番4号
 平和と労働センター6階
電話番号 (03) 5842-5655

⑪被爆者関係事務窓口一覧

各種届出や手当の申請の用紙の交付及び受付は次の窓口で行っています。

令和7年4月現在

東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課被爆者援護担当	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4473
-------------------------------	---------------------------	--------------

特別区窓口

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
千代田区	千代田保健所地域保健課	千代田区九段北 1-2-14	03-5211-8164
中 央 区	福祉保健部健康推進課給付係	中央区明石町 12-1	03-3541-5930
港 区	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者給付係	港区芝公園 1-5-25	03-3578-2299
新 宿 区	牛込保健センター	新宿区矢来町 6	03-3260-6231
	四谷保健センター	新宿区四谷三栄町 10-16	03-3351-5161
	東新宿保健センター	新宿区新宿 7-26-4	03-3200-1026
	落合保健センター	新宿区下落合 4-6-7	03-3952-7161
文 京 区	文京区保健衛生部予防対策課	文京区春日 1-16-21	03-5803-1225
台 東 区	台東保健所保健予防課 予防担当	台東区東上野 4-22-8	03-3847-9471
墨 田 区	すみだ保健子育て 総合センター	墨田区横川 5-7-4	03-3622-9130
江 東 区	江東区保健所健康推進課 庶務係	江東区東陽 2-1-1	03-3647-9539

11

被爆者関係事務窓口一覧

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
品 川 区	品川保健センター	品川区北品川 3-11-22	03-3474-2225
	大井保健センター	品川区大井 2-27-20	03-3772-2666
	荏原保健センター	品川区西五反田 6-6-6	03-5487-1314
目 黒 区	健康推進部健康推進課 公害保健係	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9407
大 田 区	大田区保健所大森地域健康課 (森地域庁舎)	大田区大森西 1-12-1	03-5764-0661
	大田区保健所調布地域健康課 (布地域庁舎)	大田区雪谷大塚町 4-6	03-3726-4145
	大田区保健所蒲田地域健康課 (田地域庁舎)	大田区蒲田本町 2-1-1	03-5713-1701
	大田区保健所糎谷・羽田地域 健康課 (糎谷・羽田地域庁舎)	大田区東糎谷 1-21-15	03-3743-4161
世田谷区	世田谷総合支所保健福祉センター 健康づくり課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2893
	北沢総合支所保健福祉センター 健康づくり課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-9355
	玉川総合支所保健福祉センター 健康づくり課	世田谷区等々力 3-4-1	03-3702-1948
	砧総合支所保健福祉センター 健康づくり課	世田谷区成城 6-2-1	03-3483-3161
	烏山総合支所保健福祉センター 健康づくり課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3308-8228
渋谷区	渋谷区健康推進部地域保健課	渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-2433
中 野 区	中部すこやか福祉センター	中野区中央 3-19-1	03-3367-7788
	北部すこやか福祉センター	中野区江古田 4-31-10	03-3389-4321
	南部すこやか福祉センター	中野区弥生町 5-11-26	03-3382-1750
	鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮 3-58-10	03-3336-7111

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
杉 並 区	荻窪保健センター	杉並区荻窪 5-20-1	03-3391-0015
	高井戸保健センター	杉並区高井戸東 3-20-3	03-3334-4304
	高円寺保健センター	杉並区高円寺南 3-24-15	03-3311-0116
	上井草保健センター	杉並区上井草 3-8-19	03-3394-1212
	和泉保健センター	杉並区和泉 4-50-6	03-3313-9331
豊 島 区	健康部健康推進課	豊島区東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階	03-3987-4172
	池袋保健所出張窓口	豊島区南池袋 2-45-1 (豊島区役所 本庁舎 4F)	—
	健康部長崎健康相談所	豊島区長崎 3-6-24 1 階	03-3957-1191
北 区	福祉部地域福祉課	北区王子本町 1-15-22	03-3908-9015
荒 川 区	障害者福祉課 こころの健康推進係	荒川区荒川 2-2-3	03-3802-3111 内線 2688
板 橋 区	板橋健康福祉センター	板橋区大山東町 32-15	03-3579-2333
	赤塚健康福祉センター	板橋区赤塚 1-10-13	03-3979-0511
	志村健康福祉センター	板橋区蓮根 2-5-5	03-3969-3836
	上板橋健康福祉センター	板橋区桜川 3-18-6	03-3937-1041
	高島平健康福祉センター	板橋区高島平 3-13-28	03-3938-8621
練 馬 区	練馬区保健所保健予防課	練馬区豊玉北 6-12-1 (東庁舎 7 階)	03-5984-2484
	豊玉保健相談所	練馬区豊玉北 5-15-19 (豊玉すこ やかセンター 内)	03-3992-1188
	石神井保健相談所	練馬区石神井町 7-3-28	03-3996-0634

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
足 立 区	衛生部衛生管理課公害保健係	足立区中央本町 1-17-1 (南館 2 階)	03-3880-5893
葛 飾 区	葛飾区健康部 (保健所) 保健予防課	葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか 内)	03-3602-1274
	新小岩保健センター	葛飾区西新小岩 4-33-2 こわ新小岩 内)	03-3696-3781
	金町保健センター	葛飾区金町 4-18-19	03-3607-4141
	水元保健センター	葛飾区東水元 1-7-3	03-3627-1911
江戸川区	江戸川保健所保健予防課 医療給付係	江戸川区中央 4-24-19	03-5661-2464
	小岩健康サポートセンター	江戸川区東小岩 3-23-3	03-3658-3171
	東部健康サポートセンター	江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール 3 階	03-3678-6441
	清新町健康サポートセンター	江戸川区清新町 1-3-11	03-3878-1221
	葛西健康サポートセンター	江戸川区中葛西 3-10-1	03-3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	江戸川区鹿骨 1-55-10	03-3678-8711
	小松川健康サポートセンター	江戸川区小松川 3-6-1	03-3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	江戸川区南葛西 7-1-27	03-5675-2515

市町村窓口

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
八王子市	八王子市保健所 (健対策課)	八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5 階	042-645-5162
立川市	福祉部福祉総務課調整係	立川市泉町 1156-9	042-523-2111 内線 1491
武蔵野市	健康福祉部健康課	武蔵野市吉祥寺北町 4-8-10	0422-51-7004
三鷹市	健康福祉部障がい者支援課 障がい者給付係	三鷹市野崎 1-1-1	0422-29-9234
青梅市	健康福祉部地域福祉課 庶務係	青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111 内線 2333
府中市	福祉保健部障害者福祉課 生活係	府中市宮西町 2-24	042-335-4545
昭島市	保健福祉部障害福祉課	昭島市田中町 1-17-1	042-544-5111 内線 2133
調布市	福祉健康部健康推進課	調布市小島町 2-33-1 文化会館たづくり西館 保健センター 4 階	042-441-6100
町田市	地域福祉部福祉総務課 事業係	町田市森野 2-2-22	042-724-2537
小金井市	福祉保健部健康課健康係	小金井市貫井北町 5-18-18	042-321-1240
小平市	健康福祉部生活支援課 地域福祉担当	小平市小川町 2-1333 健康福祉事務センター 2 階	042-346-9537
日野市	健康福祉部福祉政策課 地域福祉係	日野市神明 1-12-1	042-514-8467
東村山市	健康福祉部障害支援課 事業係	東村山市本町 1-2-3	042-393-5111 内線 3570
国分寺市	健康部地域共生推進課	国分寺市泉町 2-2-18	042-325-0126

11

被爆者関係事務窓口一覧

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
国立市	健康福祉部しょうがいしゃ支援課手当・給付係	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111 内線 162
福生市	福祉保健部障害福祉課 障害福祉係	福生市本町 5	042-551-1742
狛江市	福祉保健部高齢障がい課 障がい者支援係	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111 内線 2209
東大和市	健幸福祉部障害福祉課 庶務係	東大和市中央 3-930	042-563-2111 内線 1121
清瀬市	福祉子ども部福祉総務課 福祉総務係	清瀬市中里 5-842	042-497-2056
東久留米市	福祉保健部福祉総務課 福祉政策係	東久留米市本町 3-3-1	042-470-7749
武蔵村山市	健康福祉部福祉総務課	武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111 内線 153、154
多摩市	健康福祉部福祉総務課	多摩市関戸 6-12-1	042-400-0868
稲城市	福祉部生活福祉課	稲城市東長沼 2111	042-378-2111 内線 208
羽村市	福祉健康部社会福祉課 庶務係	羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111 内線 113
あきる野市	健康福祉部福祉総務課 福祉総務係	あきる野市二宮 350	042-518-7250
西東京市	健康福祉部障害福祉課 手当助成係（田無庁舎）	西東京市南町 5-6-13	042-420-2806
	健康福祉部障害福祉課 手当助成係 （保合保健福祉総合センター）	西東京市中町 1-5-1	042-464-1311 内線 21561
瑞穂町	福祉部福祉課福祉推進係	瑞穂町箱根ヶ崎 2335	042-557-7620
日の出町	福祉課地域支援係	西多摩郡日の出町 平井 2780	042-588-4112
檜原村	福祉けんこう課	西多摩郡檜原村 2717	042-598-3121
奥多摩町	福祉保健課健康係	西多摩郡奥多摩町 氷川 1111	0428-83-2777

地 域	窓 口	所 在 地	電 話
大島町	福祉けんこう課福祉医療係	大島町元町 1-1-14	04992-2-1471
利島村	住民課	利島村 248	04992-9-0013
新島村	さわやか健康センター	新島村本村 3-12-8	04992-5-1856
神津島村	福祉課福祉係	神津島村 904	04992-8-0011
三宅村	福祉健康課健康係	三宅村阿古 497 (時庁舎)	04994-5-0911
御蔵島村	総務課民生係	御蔵島村字入 かねが沢	04994-8-2121
八丈町	福祉健康課障がい福祉係	八丈町大賀郷 2551 番地 2	04996-2-5570
青ヶ島村	総務課庶務民生係	青ヶ島村無番地	04996-9-0111
小笠原村	村民課福祉係	小笠原村父島字西町	04998-2-3939

⑫都道府県担当課一覧

都道府県名	主管部局	〒	所在地	電話
厚生労働省	健康・生活衛生局総務課	100-8916	千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
北海道	保健福祉部健康安全局地域保健課	060-8588	札幌市中央区北三条西 6 丁目	011-204-5258
青 森	健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9215
岩 手	保健福祉部医療政策室	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5417
宮 城	保健福祉部疾病・感染症対策課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2636
秋 田	健康福祉部保健・疾病対策課	010-8570	秋田市山王 4-1-1	018-860-1424
山 形	健康福祉部健康福祉企画課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2315
福 島	保健福祉部健康づくり推進課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7165
茨 城	保健医療部疾病対策課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-3220
栃 木	保健福祉部健康増進課	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3096
群 馬	健康福祉部感染症疾病対策課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2601
埼 玉	保健医療部疾病対策課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3583
千 葉	健康福祉部健康福祉指導課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2349
東 京	保健医療局保健政策部疾病対策課	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4473
神奈川	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-4907
新 潟	福祉保健部健康づくり支援課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5202
富 山	厚生部健康対策室健康課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-4513
石 川	健康福祉部健康推進課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1448
福 井	健康福祉部地域福祉課	910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0327
山 梨	福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1497
長 野	健康福祉部地域福祉課	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7094
岐 阜	健康福祉部保健医療課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8275
静 岡	健康福祉部疾病対策課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3773
愛 知	保健医療局健康医療部健康対策課	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6268

都道府県名	主管部局	〒	所 在 地	電 話
三 重	医療保健部健康推進課	514-8570	津市広明町 13	059-224-2334
滋 賀	健康医療福祉部健康しが推進課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3655
京 都	健康福祉部健康対策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町	075-414-4736
大 阪	健康医療部保健医療室地域保健課	540-8570	大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6944-9172
兵 庫	保健医療部疾病対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3245
奈 良	医療政策局健康推進課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8660
和歌山	福祉保健部健康局健康推進課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2640
鳥 取	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7145
島 根	健康福祉部健康推進課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-5329
岡 山	子ども・福祉部福祉企画課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7320
広 島	健康福祉局被爆者支援課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3116
山 口	健康福祉部医療保険課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2820
徳 島	保健福祉部健康寿命推進課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2223
香 川	健康福祉部健康福祉総務課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3260
愛 媛	保健福祉部健康衛生局健康増進課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2405
高 知	健康政策部健康対策課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9684
福 岡	保健医療介護部がん感染症疾病対策課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3267
佐 賀	健康福祉部健康福祉政策課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7074
長 崎	福祉保健部原爆被爆者援護課	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2475
熊 本	健康福祉部健康局健康づくり推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2210
大 分	福祉保健部健康政策・感染症対策課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2667
宮 崎	福祉保健部健康増進課	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7078
鹿児島	保健福祉部健康増進課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2714
沖 縄	保健医療介護部地域保健課	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215
広島市	健康福祉局原爆被害対策部援護課	730-8586	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2193
長崎市	原爆被爆対策部援護課	850-8685	長崎市魚の町 4-1	095-829-1149

こまったときのクイック検索

※すぐ調べたいときにご活用ください。

検 索 項 目	ページ
手続書類の内容について知りたい	27
どのような手当があるか？	20
住所や名前が変わった	1・2
手帳や手当証書をなくしてしまった	2
死亡した場合の手続について	3
健康診断について	4
手帳の使える医療機関等へかかるとき	7
手帳の使えない医療機関等で医療費を支払った	7・8
手帳の使える医療機関等を調べたい	8
治療用装具や柔道整復等の費用を支払った	9
介護保険サービスを利用するとき	11
介護保険サービスを利用し支払った	12
	13
	15
	16
訪問介護を利用するとき	18
対象とならない介護保険サービスとは？	17
介護手当とは？	22
原爆症の認定を受けたい	23・24
被爆者の子の制度について	35

ハンドブック

令和 7 年 3 月 発行

令和 6 年度

登録第 174 号

編集・発行

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課

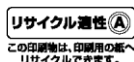
郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03（5320）4473

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号



石油系溶剤を含まないインキを使用しています